

大規模災害時等における労働・社会保険分野の相談業務に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と富山県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合（以下「大規模災害時等」という。）における労働・社会保険分野の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富山県内での大規模災害時等において、甲の要請に基づき乙が実施する相談業務について、必要な事項を定める。

（相談業務の内容）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、社会保険労務士（以下「社労士」という。）の専門的知識を活かし、大規模災害時等に被災者の生活基盤を確保し生活の安定を図るため、次の事項に関する無料の相談会（以下「相談会」という。）を開催する。

（1）雇用保険及び労災保険関係事項

各種変更諸手続、給付金・助成金の請求手続等

（2）健康保険及び年金関係事項

各種変更諸手続、傷病手当金・遺族年金・障害年金の請求手続等

（相談会の開催要請）

第3条 大規模災害時等、甲が相談会の開催が必要と認めるときは、乙に対し次の事項について様式第1号により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、甲が電話等で要請することができるものとし、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

（1）相談会の場所及び当該場所への経路

（2）必要とする支援の内容

（3）必要とする人数及び期間

（4）その他必要とする事項

（役割）

第4条 甲は、相談会を開催する関係市町村と連携して、開催場所の確保及び開催に係る広報に努める。

2 乙は、相談業務に従事する会員社労士を選定のうえ、速やかに派遣する。

3 乙は、あらかじめ、相談業務に従事する会員社労士に対し、関係機関と連携して必要な研修を実施する。

（報告）

第5条 乙は、相談会が終了したときは、次の事項について様式第2号により甲に報告する。

（1）相談会の実施場所及び期間

（2）相談業務に従事した者

（3）相談者数及び相談内容別の件数

（4）その他必要とする事項

（経費負担）

第6条 相談業務に要する経費については、原則として乙が負担する。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議によるものとする。

（損害の補償）

第7条 相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合で、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

（訓練等への参加）

第8条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲の行う大規模災害時等を想定した訓練等への参加に努めるものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては富山県商工労働部労働政策課、乙においては富山県社会保険労務士会事務局とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、署名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月27日

甲： 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事

（印）八沢

乙： 富山市千歳町1丁目6番18号河口ビル2F
富山県社会保険労務士会会長

（印）山下 齊成